

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2015年7月13日
【会社名】	ソニー株式会社
【英訳名】	SONY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役 平井 一夫
【本店の所在の場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部VP 村上 敦子
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部VP 村上 敦子
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 120,000,000,000円 （注） 募集金額は発行価額の総額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買 取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価 格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格 の総額は上記の金額とは異なります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場 価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令 第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を 開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であり ます。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2015年6月30日に提出した有価証券届出書及び2015年7月6日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2015年7月13日に「新株予約権の行使時の払込金額」（転換価額）が確定し、その他関連する事項が決定されたので、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）

（新株予約権付社債に関する事項）

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

欄外注記

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

なお、転換価額等決定日が2015年7月13日（月）となりましたので、申込期間は「自 2015年7月14日（火） 至 2015年7月15日（水）」、払込期日は「2015年7月21日（火）」となります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

（新株予約権付社債に関する事項）

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

（訂正前）

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(2)各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権（別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄第1項に定義する。）の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。）は、当初、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式による需要状況の結果等を考慮し、2015年7月13日（月）から2015年7月15日（水）までの間のいずれかの日（転換価額等決定日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に、同日に137%から142%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額（当該金額が5,000円超の場合は1円単位として1円未満の額を切り上げ、5,000円以下の場合は0.5円単位として0.5円未満の額を切り上げる）とする。なお、上記計算の結果算出される転換価額が2,978.0円を下回るときは、本新株予約権付社債の発行を中止する。（注）1</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>2 転換価額の調整</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(2) 「特別配当」とは、2022年9月28日までの間に終了する各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、各社債の金額（金100万円）を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値（小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）に25を乗じた金額とする。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には、合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>
----------------	---

3 転換価額の減額

< 中略 >

(1)別記「償還の方法」欄第2項第(2)号 に定める公告を行った場合の減額後転換価額は、参照株価(本項第(2)号に定義する。)及び転換価額減額開始日に応じて下記の表に従って決定される。

減額後転換価額(円)

転換価額 減額開始日	参照株価															
	3,820	4,400	5,000	5,600	6,200	6,800	7,400	8,000	8,600	9,200	9,800	10,400	11,000	11,600	12,200	12,800
2015年7月23日	3,820	4,070	4,360	4,593	4,776	4,921	5,032	5,120	5,187	5,237	5,275	5,303	5,322	5,336	5,344	5,348
2016年7月23日	3,820	4,089	4,386	4,623	4,808	4,952	5,061	5,146	5,209	5,256	5,291	5,315	5,331	5,341	5,347	5,348
2017年7月23日	3,820	4,119	4,425	4,666	4,853	4,995	5,100	5,181	5,239	5,280	5,309	5,328	5,340	5,346	5,348	5,348
2018年7月23日	3,820	4,154	4,472	4,721	4,909	5,048	5,149	5,222	5,272	5,306	5,328	5,341	5,347	5,348	5,348	5,348
2019年7月23日	3,820	4,195	4,532	4,795	4,987	5,124	5,215	5,276	5,314	5,335	5,345	5,348	5,348	5,348	5,348	5,348
2020年7月23日	3,820	4,235	4,595	4,885	5,114	5,299	5,348	5,348	5,348	5,348	5,348	5,348	5,348	5,348	5,348	5,348
2021年7月23日	3,835	4,296	4,676	4,958	5,161	5,310	5,348	5,348	5,348	5,348	5,348	5,348	5,348	5,348	5,348	5,348
2022年9月28日	5,348	5,348	5,348	5,348	5,348	5,348	5,348	5,348	5,348	5,348	5,348	5,348	5,348	5,348	5,348	5,348

(注) 上記表中の数値は、2015年6月24日(水)現在における見込みの数値であり、転換価額等決定日に、当該日時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した転換価額減額開始日時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるような数値に決定される。

< 中略 >

(3)参照株価又は転換価額減額開始日が本項第(1)号の表に記載されていない場合には、減額後転換価額は、以下の方法により算出される。

< 中略 >

ただし、減額後転換価額は、転換価額等決定日に代表執行役 社長 兼 CEO又は代表執行役 副社長 兼 CFOが決定する転換価額(以下「上限転換価額」という。)を上限とし、本項第(1)号の表及び本号(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が上限転換価額を超える場合には、減額後転換価額は上限転換価額とする。また、減額後転換価額は、転換価額等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)(以下「下限転換価額」という。)を下限とし、本項第(1)号の表及び本号(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が下限転換価額未満となる場合には、減額後転換価額は下限転換価額とする。

< 後略 >

(訂正後)

新株予約権の
行使時の払込
金額

1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

< 中略 >

- (2) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。ただし、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権(別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄第1項に定義する。)の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。)は、当初5,008円とする。

< 中略 >

2 転換価額の調整

< 中略 >

- (2) 「特別配当」とは、2022年9月28日までの間に終了する各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限る、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が4,975円(基準配当金)(当社が当社の事業年度を変更した場合には、合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。

< 中略 >

3 転換価額の減額

< 中略 >

- (1) 別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に定める公告を行った場合の減額後転換価額は、参照株価(本項第(2)号に定義する。)及び転換価額減額開始日に応じて下記の表に従って決定される。

減額後転換価額(円)

転換価額 減額 開始日	参照株価															
	3,526.5	4,000	4,600	5,200	5,800	6,400	7,000	7,600	8,200	8,800	9,400	10,000	10,600	11,200	11,800	12,400
2015年 7月21日	3,526.5	3,746	4,065	4,317	4,511	4,659	4,770	4,851	4,910	4,951	4,979	4,996	5,005	5,008	5,008	5,008
2016年 7月21日	3,526.5	3,766	4,092	4,348	4,542	4,689	4,796	4,874	4,928	4,965	4,988	5,002	5,008	5,008	5,008	5,008
2017年 7月21日	3,526.5	3,796	4,130	4,391	4,585	4,728	4,830	4,902	4,949	4,980	4,998	5,006	5,008	5,008	5,008	5,008
2018年 7月21日	3,526.5	3,828	4,174	4,441	4,636	4,775	4,870	4,933	4,972	4,995	5,006	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008
2019年 7月21日	3,526.5	3,863	4,228	4,506	4,703	4,838	4,922	4,971	4,996	5,007	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008
2020年 7月21日	3,526.5	3,900	4,284	4,581	4,799	4,975	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008
2021年 7月21日	3,526.5	3,951	4,365	4,660	4,852	4,985	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008
2022年 9月28日	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008

< 中略 >

- (3) 参照株価又は転換価額減額開始日が本項第(1)号の表に記載されていない場合には、減額後転換価額は、以下の方法により算出される。

< 中略 >

ただし、減額後転換価額は、5,008円(以下「上限転換価額」という。)を上限とし、本項第(1)号の表及び本号(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が上限転換価額を超える場合には、減額後転換価額は上限転換価額とする。また、減額後転換価額は、3,526.5円(以下「下限転換価額」という。)を下限とし、本項第(1)号の表及び本号(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が下限転換価額未満となる場合には、減額後転換価額は下限転換価額とする。

< 後略 >

欄外注記

（訂正前）

- （注）1 今後、転換価額等が決定された場合は、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項（減額後転換価額、上限転換価額、下限転換価額及び基準配当金をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて転換価額等決定日の翌日付の日本経済新聞及び転換価額等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/news/2015.html>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。しかしながら、転換価額等の決定に際し、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、転換価額等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

<後略>

（訂正後）

- （注）1 転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項（減額後転換価額、上限転換価額、下限転換価額及び基準配当金をいう。）について、2015年7月14日（火）付の日本経済新聞及び本訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/news/2015.html>）で公表いたします。

<後略>